

長岡市ガス事業の民営化（民間譲渡）について

平成 24 年 5 月

水 道 局

1. 長岡市の経緯

長岡市は、平成 17 年 4 月の一次合併に伴い越路町ガス事業を引き継ぎ、同時に三島町・与板町ガス企業団が行っていたガス事業を無償譲受し、長岡市としてガス事業を開始しました。更に、平成 18 年 1 月の二次合併により栃尾市のガス事業も継承しました。

その後、平成 18 年 3 月に策定された「長岡市行政経営改革プラン」によりガス事業の民間譲渡が検討課題となったことを受け、平成 19 年 6 月にガス事業民営化検討委員会を発足させ、平成 20 年 2 月に「民営化が望ましい」との答申が出されました。

これを受けて、同年 7 月にガス事業譲渡先選定委員会を発足させるとともに事業譲渡先企業を公募しました。その結果、1 社の応募があり譲渡先選定委員会が審査を行い、譲渡先と選定し、平成 21 年 10 月 1 日北陸ガス株式会社に譲渡しました。

平成 22 年 3 月 31 日の三次合併により川口町ガス事業を継承し、長岡市ガス事業として再スタートしました。

2. 旧川口町の経緯

(1) 川口町ガス事業検討委員会設置概要

川口町は、石油資源開発株式会社において、川口田麦山地内で石油・天然ガスの探鉱・開発を契機に、昭和 34 年に事業許可を受けて町営ガス事業を開始して以来、50 年間都市ガスを供給してきました。

しかし、行財政改革や規制緩和が進む中、公営ガス事業では民営化、民間への事業譲渡決定、また、民営化の検討に着手する事業者が相次いでいるのが現状であり、川口町ガス事業についても、平成 19 年 3 月の「川口町集中改革プラン」に「民間事業者への事業譲渡も含め事業の見直しを進める」方向が示され、「民営化」が検討課題とされました。

このことから、ガス事業民営化の可否を含めて、今後のガス事業運営について検討を行うため、平成 21 年 10 月 19 日「川口町ガス事業検討委員会」を設置しました。

(2) 川口町ガス事業検討委員会の概要（別紙、答申書写）

川口町ガス事業検討委員会は、川口町長から「川口町ガス事業の望ましい経営の在り方」について諮問を受け、平成 21 年 11 月 12 日から 4 回の委員会を開催しました。

内容は川口町ガス事業の現状、都市ガス事業の現状と課題を踏まえて、ガス事業における公営・民営の論点を整理し、今後の川口町ガス事業の経営について、メリットやデメリット、町民や地域への影響を様々な角度から慎重な審議、協議を行いました。

検討結果は都市ガス事業を取り巻く大きな環境の変化に対応し、既存の供給サービスを継続し、かつ、持続的成長を実現するという観点から、ガス事業の運営について「川口町ガス事業は、民営化することが望ましい」との結論に至り、平成 22 年 1 月 28 日川口町長に答申しました。

3. 民間譲渡へ向けて具体的な業務を開始する理由

長岡市は、平成 21 年 10 月に市営ガス事業を民営化しており、旧川口町においてもガス事業民営化の方針を決定していることから、引き続き民営化について検討を続けてきました。

しかしながら、前回の譲渡後、長引く不況の影響による企業の投資意欲の減退などから、ガス事業の譲渡に興味を示す企業が見当たらない状況が続いていました。

そのような中、最近では環境対策やエネルギー源の多様化の動きが活発になり、特に東日本大震災後は天然ガスを利用した都市ガス事業の評価が急速に高まりを見せ、その結果、当市ガス事業の民間譲渡に興味を示す事業者が現れたことから、譲渡に向けた具体的な業務を開始することとしたものです。

4. 譲渡時期と関連事務の予定

- ・平成 24 年 7 月頃～ 譲渡先選定委員会による譲渡先事業者の選定
- ・平成 25 年 3 月 譲渡契約締結
- ・平成 25 年 4 月～ 引継ぎ業務
- ・平成 26 年 4 月 1 日 ガス事業譲渡
- ・平成 26 年 4 月～ ガス事業清算業務

写

平成 22 年 1 月 28 日

川口町長 岡 村 讓 様

川口町ガス事業検討委員会
委員長 山 崎 克 之

答 申 書

平成 21 年 10 月 19 日に諮問された「川口町ガス事業の望ましい経営の在り方」
について、下記のとおり答申します。

記

川口町ガス事業は、民営化することが望ましい。

1. 検討の経緯

川口町は、平成19年3月「川口町集中改革プラン」を策定した。このプランでは、住民ニーズの多様化、行政の広域化、更には国・県からの権限委譲に伴う市町村の行政事務の増加・高度化、などの状況を勘案すると、住民サービスの確保には行財政改革の遂行は不可欠なものとされ、限られた予算の中で最良の住民サービスの提供と『ひとりひとりが未来をつむぐまち』づくりを目指すものとしている。

「川口町集中改革プラン」の中では、ガス事業は「民間事業者への事業譲渡も含め事業の見直しを進めていきます」としており、このたび、町長からの委嘱を受け川口町ガス事業における今後のあり方について提言するため、川口町ガス事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設立し、委員会を4回開催し慎重に審議を実施してきた。

委員会では、都市ガス専門家の委員よりガス事業全体の現状と課題の説明を受け、事務局より川口町ガス事業の現状と課題の説明を受けて、民営化の検討も有効な選択肢の一つとする方針を尊重しつつ、町民及び利用者全体（需要家）の総合的な利益確保という観点を堅持しながら川口町ガス事業の望ましい在り方について検討・審議を行った。

以上の経緯と委員会の検討審議の結果を踏まえて、委員会は、川口町ガス事業（公営ガス事業）の継続もしくは民営化についての論点を整理した結果、都市ガス事業を取り巻く環境に変化に対応し、既存の都市ガスサービスを継続し、かつ、持続的成長を実現するという観点から、川口町ガス事業の運営は相応規模を有する民間事業者（事業譲渡方式）に委ねることが町民や需要家にとって望ましい在り方であるとの結論に至った。

2. 民営化が望ましいとする理由

川口町ガス事業は、地域の経済発展と生活水準の向上を目的として昭和35年に創業し、山間地区を除き供給区域として計画し、都市ガス設備の面整備を完了している。事業開始以来約50年間、先人たちと町民の協力により創業時の目的を達成するに留まらず地域基盤整備を促進し、川口町の都市機能の充実に大きく貢献してきた。

しかし、都市ガス事業を取り巻く環境は、少子高齢化の加速、エネルギー業界の規制緩和、石油・電力事業者のエネルギー供給事業者との攻勢等を背景に今後更に厳しくなることが予想され、公営事業者、民営事業者を問わず、企業としての生き残りが課題となっている。特に、公営事業者の場合は、公としての性質上、事業運営における様々な制約があり、ガス器具の販売といった営業

政策がとれない、また、環境の変化に柔軟に対応するが難しいという側面を有している。

川口町ガス事業の現状を評価すると、保安面においては、事業開始以後大きな事故もない実績を有するものの、自主保安体制、経営能力、機動的な営業、柔軟な環境対応、人材育成といった面に限界があり公営事業者のままで事業継続することは困難と思われる。

「民でできるものは官から民へ」という行財政改革の流れ、また、公営企業のあり方について見直しが進められ、他の多くの自治体でも公営ガス事業の民営化が進められている。すでに民営化された事業の動向をみると、民間事業者は、安全・安心・安定・廉価で良質な都市ガスの供給を行うなど十分な業績を残しており、その社会的責任を果たす十分な資質及び能力を有しているものと判断できる。

3. 委員会での検討・審議の要旨

川口町ガス事業は昭和34年に通商産業大臣の認可を受け、翌35年より329戸の東川口、西川口地区に供給を開始した公営企業であり、平成20年度末には荒谷地区、木沢地区を除く町内全域と小千谷市内ヶ巻地区を供給区域として1,489戸に供給している。町民生活水準の向上と地域経済の発展を目指し、これまでの49年間に渡り町民生活と一体となり育まれてきた。平成16年の中越大震災時は川口町が震源地により壊滅的な被害を負ったがこれを乗り越え、更に経済産業省の「IGF21計画」に基づき平成19年2月に10,500kcal（12Aから13A）への高カロリー熱量変更を完了している。

全国の都市ガス事業は、213事業者で運営し、需要家数が10,000件以下の事業規模の事業者が全体の半分を占めている。中でも、川口町は極めて小規模により経営を行っている事業者になる。ガス事業を担当している建設企業課では、農地、林業、公共土木、公営住宅、災害、水道、下水道、ガスの各事業を複合的に補完しあいながら11名の職員で行っている。このうちガス事業を主担当とする職員は、3名にすぎない。

公営でガス事業の経営を行うには、一般行政事務の他に経理の知識及び都市ガスの工事、維持、保安の知識が必要であり、ガス事業の専門家の育成が大きな課題となっている。しかし、川口町ガス事業の規模では公営である限り、こうした人材育成は、極めて難しいと判断される。

(1) 保安及び安定供給について

- ① 安定供給や安全性については、民営も公営もガス事業法で規制されていることから通常の状態において問題ない。
- ② 保安体制確保のためには、高度の専門性を有する保安担当者や国家資格であるガス主任技術者が必要不可欠であるが、公営のままでは専門的な人材の育成に限界があり、これらの人材が不足する懸念がある。
- ③ 災害等緊急対応の面からは、災害時の迅速な対応と早期復旧のためには、事業体としての規模の大きさが必要である。

中越地震においては、住民の避難誘導等が優先されたため、ガス復旧の対応が遅れがちとなった事例がある。一方、民営事業者であればガス復旧に専念することができ、更に事業規模が大きければ自力での復旧も可能である

- ④ 経年管対策計画は、中越大震災の災害復旧債償還が終了するまでの期間の進捗率が低いので、将来の安定供給に懸念がある。

(2) 営業及びサービス面について

- ① 天然ガスは、環境に優しいエネルギーのため、今後普及拡大が期待されているが、川口町の現状では、これに応えるノウハウが不足している。
- ② 公営ガス事業のため、公平性や公正性が求められることや民業圧迫の懸念から積極的な営業活動ができない。その結果、新製品のガス機器の製品知識が得られず、他燃料の攻勢に対抗できない現況にある。
- ③ 川口町ガス事業のガス料金は、県内では高い方にランクされているが、全国から見ると安価な位置に属している。
- ④ 原料ガスは、卸元のLNG混入により、今後輸入為替変動や輸入価格変動が加味されることになる。これを受けて、川口町においても料金改定を行い原料費調整制度を導入する予定であるが、事業規模が小さいままでは他に経営効率化成果を生み出すことが困難であり、その結果町民が支払うガス料金の上昇が懸念される。

(3) 経営面について

- ① 川口町ガス事業の現在の経営状態は、収益性の面では健全な状況にあるが、中越大震災の復旧に要した費用の固定負債の償還額は現状の川口町ガス事業規模では返済仕切れないことが懸念される。
- ② ガス事業は、経年管対策が必要であり、取替え等の設備投資が予定されている。今後の厳しい経営環境の中で、着実にこれらの必用な設備

投資を行っていくためには、一定規模を有しながら、経営の効率化、合理化を図ることが不可欠であり、小規模事業である現状のままでは限界がある。

- ③ ガス業界を巡る環境は規制緩和の進展や他燃料攻勢等により、企業間競争の激しさを増しており、川口町も近年需要家件数が減少傾向にある。更に、今後の人口減少が予想される中で営業活動の制約のある公営では大幅なガス販売量の増加は難しい。
- ④ 行財政改革の観点からは、川口町ガス事業の民営化は、行政全体のスリム化で効率的な組織作りにつながり、また限りある経営資源を他の分野に戦略的に投入できることから、大きなメリットがある。

4. まとめ

これまで、電力、電話、鉄道、ガス等の諸産業は、公益事業として伝統的に国の規制の下で保護されてきたが、これからの産業の多くでは、競争を活発にするための規制緩和が進展し、自由化等に競争を促す市場原理の活用を進める施策が展開されている。エネルギー業界においても、段階的に小売自由化範囲の拡大が図られてきており、将来の全面自由化等のあり方について課題整理が始まるなど、都市ガス事業者の生き残りをかけたエネルギー間の競争がより一層激化するものと予想される。

このように、事業環境が大きく変化している渦中にあり、ガス事業経営も益々厳しい局面を迎えることが想定される。委員会で精査及び審議し導きだされた答申が、これから川口町にとって意義ある提言となることを強く期待する。なお、民営事業者に譲渡を行う場合は、ガス料金の急激な上昇は避けるべきであり、川口町と民営事業者との間で相応の交渉の措置を行うべきことを付言する。

以上

参 考

【川口町ガス事業検討委員会検討経過】

	期 日	主 な 検 討 内 容
第 1 回	平成21年11月12日	川口町ガス事業の現状について
第 2 回	平成21年12月 4日	ガス事業の現状と課題について
第 3 回	平成21年12月24日	川口町ガス事業の課題について
第 4 回	平成22年 1月28日	答申書（案）について

【川口町ガス事業検討委員会委員名簿】

(敬称略・五十音順)

		氏 名	備 考
1	委員長	山崎克之	長岡技術科学大学（教授）
2	委 員	小野田 徹	東芝照明プレジション（株）新潟事業所（所長）
3	委 員	金井信明	大光銀行（株）越後川口支店（店長）
4	委 員	高橋嘉津夫	新潟県ガス協会（北陸ガス（株）マネージャー）
5	委 員	星野藤衛	川口町総代会（会長）
6	委 員	真島勝治	川口町商工会（会長）